

真庭市空き家活用定住促進補助金概要

1．対象空き家

個人が自ら居住することを目的として建築し、又は購入した市内に所在する建築物であって、居住されていないことが常態であるもの又はその見込みがあるもの(近く居住されなくなる予定のものを含む。)

2．対象者

(1) 補助金の交付を受けた日から10年以上居住する意思をもって、市内の空き家を購入する者

(2) 補助金の交付を受けた日から10年以上居住する意思をもって、市内の空き家を賃借し、又は無償で借り受ける者

3．補助金額

・購入

補助対象経費の1/3以内(上限80万円)

・改修

補助対象経費の1/3以内(上限100万円)

・加算

配偶者加算 3万円(購入・改修)

扶養加算(同世帯の23歳未満の子) 1人当たり5万円(購入・改修)

真庭産木材活用加算 上限20万円(改修事業に限る)

4．補助対象事業

○空き家購入

・申請時期

購入前又は売買契約の日から 1年以内

・対象経費

(1) 空き家購入費

(2) 空き家購入に伴う土地購入費

(3) 空き家及び土地の購入に伴う諸経費

○空き家改修

・申請時期

売買契約又は賃貸借等契約を締結した日から 1年以内で工事着工前

申請前に着工した工事は補助対象外となります。

・対象経費

- (1) 改築工事 住宅本体の一部を取り壊し、建築する工事をいう。
- (2) 修繕工事 住宅本体の修繕を行う工事をいう。
- (3) 模様替え工事 住宅の模様替えを行う工事をいう。
- (4) 外壁工事 住宅本体の外壁工事をいう。
- (5) 増築工事 住宅の床面積を増加させる工事をいう。
- (6) 解体工事 住宅本体の一部を取り壊す工事をいう。
- (7) 給湯工事 給湯設備を整備する工事をいう。
- (8) 給排水工事 上水道又は下水道に接続する工事をいう。

対象とならない工事

- (1) 家庭用電化製品の購入及び設置
- (2) 電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具(他の機器に組み込まれているものを除く。)の購入及び設置
- (3) 電話、インターネット、テレビ等の配線工事
- (4) 太陽光発電、エコキュート等の屋外設備の購入及び設置
- (5) 造園、門扉、ブロック塀等の外構工事
- (6) 空き家の解体工事(リフォーム工事に伴うものを除く。)
- (7) テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び取付け
- (8) 設計図書の作成その他諸手続に要する経費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象と認めないもの

・施工業者

市内の事業者に限る

2つの事業を同時に申請する場合は、売買契約後で工事着工前に申請してください。

5. 申請先・問い合わせ先

申請手続や補助要件の説明がありますので申請前に一度お問い合わせください。

真庭市役所建設部まちづくり推進課
所在地：岡山県真庭市久世 2927 番地 2
電話番号：0867-42-7781

申請フロー

4 月以降

2 月

申請者			市
購入補助金		改修補助金	
売買契約		売買または賃貸借契約	
	売買代金支払い	工事計画、見積もり	
交付申請			→
売買代金支払い			← 交付決定
		工事着手	
		工事完了	
		代金支払い	
実績報告			→
当年度 2 月末まで			
			← 交付確定
補助金請求			→
			← 補助金支払い